
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.159 2019/3/11

1 「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ案（政省令関係事項）」に関する意見の募集について

3月7日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課は標記についてパブリックコメントを求めた。意見の提出期限は4月5日。

これは、食品の営業規制に関する検討会において、食品衛生法等の一部を改正する法律により改正された後の食品衛生法における営業規制の見直しの内容について検討を行ってきたところであり、具体的にはHACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い創設した営業届出制度、昭和47年以来の検討となる営業許可対象業種の見直し、さらに、各都道府県等が条例で定める営業許可に係る施設基準について、今般の法改正で、厚生労働省令において設けることとなった参酌基準について議論したものをまとめた案で、主な点は次の通り。

5 営業許可業種の見直し及び施設の参酌基準の素案等

(3) 共通基準素案

ケ 手洗い設備

従事者が必要な手洗いを行うため、適切な温度の水を供給する機能を有する流水受水槽式の設備を必要な数設けること。水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

イ 乳処理業

①範囲

○ 乳処理業は乳及び乳製品のうち飲料を処理し、又は製造する営業とする。ただし、清涼飲料水の製造に当たって、清涼飲料水製造業の許可を要しない。

カ 清涼飲料製造業

①範囲

○ 清涼飲料水製造業は清涼飲料水を製造する営業とする。ただし、乳飲料及び乳酸菌飲料の製造に当たって、生乳を使用しない場合は乳処理業及び乳製品製造業の許可を要しない。

ケ 食肉製品製造業

①範囲

○ 食肉製品製造業で製造が可能な食品の範囲を食肉の含量50%未満のそうざいに拡大する。

○ 食肉製品製造のための食肉処理には食肉処理業の許可は求めない。

・新たに、漬物製造業、液卵製造業等が許可業種とする。

- ・届け出業種として、想定されるものとしては、海藻加工業、農産保存食料品製造業、食酢製造業、その他の調味料製造業、砂糖製造業・精製業等
- ・乳類販売業、並びに、食肉販売業・魚介類販売業のうち包装済み食品のみを取り扱う業については、届出業種に移行させる。

<http://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180411&Mode=0](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180411&Mode=0)

2 「食品衛生管理に関する技術検討会政省令に規定する事項の検討結果とりまとめ案」に関する意見の募集について

3月7日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課は標記についてパブリックコメントを求めた。意見の提出期限は4月5日。

この中で、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対象事業者は、小規模な営業者その他の政令で定める営業者とし、その対象は次のとおりとしている。

- ① 食品の製造又は加工を行う者のうち、一の事業所において、食品の製造及び加工に従事する者の総数が50人未満の者
- ② 当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者
(例：菓子の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売等)
- ③ 提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種
(例：飲食店、給食施設、そうざいの製造、弁当の製造等)
- ④ 一般衛生管理の対応で管理が可能な業種等
(例：包装食品の販売、食品の保管、食品の運搬等)

また、〈食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）に基づき省令で規定する内容の骨子（案）〉及び【食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための事項】について示されている。

さらに、営業者が自主回収を行う場合の地方自治体への報告関係（省令）として、報告対象は、①食品衛生法に違反する食品等、②食品衛生法違反のおそれがある食品（ア．食品衛生法違反として自主回収を行う際に、同時に自主回収する食品等 イ．消費者等から、当該製品と因果関係が疑われるとして有症苦情が報告され、自主回収を行う食品等。）、また、適用除外として、①消費期限、②賞味期限を過ぎた食品等として検討している。

<http://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180412&Mode=0](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180412&Mode=0)